

平塚市5歳児健康診査について

(平塚市こども発達支援室)

【 事業の概要 】

- 1 目的
 - ・保護者が子どもの発達や行動・生活の様子について振り返る機会とする
 - ・発達等に課題があり、特別な支援や配慮を必要とする子どもを早期に発見し適切な支援を行う
 - ・子どもの発達や生活、育児の方法などの保護者の不安や悩みについて相談を実施する
 - ・子どもが所属する園における集団保育への助言及び指導を行う
- 2 対象

平塚市に在住する H25.4.2～H26.4.1 に5歳に達する児(年中児)
平成25年度は、協力園(20園)の在園児、及び、広報で周知し保護者が受診を希望した児に対し実施する
- 3 内容

調査票によるスクリーニング調査
- 4 事業の流れ
 - ①健診対象児の保護者が集まる機会に、平塚市こども発達支援室(以下、当室)の職員から事業目的や概要を説明
 - ②実施協力園を通して、年中児の保護者に封筒に入れた健診票を配布
 - ③保護者が健診票を自宅で記入し、配布時の封筒に入れ、糊づけして園に提出
 - ④園が保護者から健診票を回収し、園から当室が回収
 - ⑤回収した健診票を当室で判定し、ハイリスク者については園の先生に健診票を配布し、記入を依頼
 - ⑥園の先生の健診票を当室で確認し、要支援者を判定
 - ⑦実施協力園を通して、健診受診者全員に結果を通知
(要支援者には、相談機関での相談や医療機関受診を勧奨)
 - ⑧保護者から当室へ相談申し込みをいただき、事後指導を行う
健診票にて、相談希望がある場合には、当室から御連絡をする
当室での相談希望がない児には巡回相談において園での状況把握及び支援を実施

* 広報による受診希望者の健診票や結果の配布(回収)は郵送とする
- 5 健診票の様式
 - ・「こどもの強さと困難さアンケート」(SDQ)
 - ・お子さんの様子についての質問票(質問票)
- 6 判定基準

フローチャートのとおり
- 7 結果通知

封詰めした個人用の健診結果通知を園から保護者に渡していただく
(園からいただいた健診票の結果は園にお返しする予定です)
- 8 事後指導
 - ・保護者の相談希望がある時、こども発達支援室「くれよん」においては、
 - ①臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門スタッフによる相談
 - ②ソーシャルスキルトレーニングや感覚統合を目的としたグループ指導
 - ③園との連携に基づく支援
 - ④必要な関係機関への御案内 等を行う
 - ・保護者の相談希望がない時、「巡回相談」で園における集団保育への支援を行う
- 9 その他
 - ・5歳児健診は強制ではなく、あくまでも任意の健診です
健診票の提出の促しや確認はお願いしたいと思いますが、強制ではありません
 - ・個人情報については、慎重かつ適正な取り扱いをお願いいたします
- 10 問い合わせ先

平塚市 こども家庭課 こども発達支援室「くれよん」
連絡先 0463-32-2738